

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例等の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第27号）（総合企画局情報化推進室）

デジタル化社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されること及びこの改正を踏まえ京都市個人情報保護条例の全部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

上記に伴う改正は令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

(京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部改正)

第1条 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「京都市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に改める。

(京都市情報公開条例の一部改正)

第2条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第7条第3号」を「第7条第3号イ」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「をしようとするもの」及び「の各号」を削り、「記載した」の右に「書面（以下「」を、「請求書」の右に「」という。）」を加え、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同項第1号中「氏名」を「公開請求をする者の氏名」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改め、「という。）」の右に「のいずれか」を加え、同条第1号中「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」に、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

第7条第3号を削り、同条第2号中「、他の地方公共団体」を削り、「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）、地方公共団体」に、「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」を「次に掲げる」に、「次のいずれかに該当する」を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第4号中「、人の生命、身体、財産等の保護」を削り、「及び」を「、鎮圧又は」に改め、「捜査」の右に「、公訴の維持、刑の執行」を加え、「が生じるおそれがある」を「を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」に改め、同条第5号中「本市等」の右に「の内部」を加え、「その」を削り、同条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号オ中「本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は」を削り、「地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体」を「地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人」に改める。

第8条本文中「当該公文書を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第10条第1項及び第2項中「文書に」を「書面に」に改め、同条第3項前段中「ときは、当該通知にその理由を付記しなければならない」を「場合において、将来、当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び公開することができる時期を併せて示さなければならない」に改め、同項後段を削る。

第11条第1項ただし書中「ときは」を「場合にあっては」に改め、同条第2項前段中「実施機関」を「前項の規定にかかわらず、実施機関」に、「により前項に規定する期間内に公開決定等をする事ができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として」を「があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り」に改め、同項後段中「、速やかに」を削り、「その旨並びに延長する理由及び期間を文書」を「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「することができる」を「すれば足りる」に、「文書により」を「書面により」に改める。

第13条第1項中「実施機関は、公開決定等をする場合において、」を削り、「あらかじめ」を「実施機関は、公開決定等をするに当たって、」に改め、同条第2項本文中「第7条第1号ただし書、第2号ただし書又は第3号ただし書」を「第7条第1号イ又は第3号ただし書」に、「あらかじめ」を「公開決定に先立ち、」に、「文書に」を「書面に」に改め、同条第3項前段中「(以下「反対意見書」という。)」を削り、同項後段中「当該反対意見書」を「当該意見書（第18条において「反対意見書」という。)」に、「文書」を「書面」に改める。

第15条第2項中「により定められた」を「に定める」に改める。

第16条の見出しを「(公開請求の手数料及び費用負担)」に改め、同条第1項を次のように改める。

公開請求に係る手数料の額は、無料とする。

(京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「京都市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に改める。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「行うため」の右に「、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として」を加え、同条第3号中「第18条第2項前段」を「第14条前段」に、「同項後段」を「同条後段」に改め、同条第4号中「個人情報保護条例第36条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第5号中「第2号」の右に「、第4号」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 個人情報保護条例第39条第2項前段、第40条第2項において準用する第39条第2項前段及び第57条第2項において準用する第39条第2項前段の規定による報告を受け、個人情報保護条例第39条第2項後段、第40条第2項において準用する第39条第2項後段及び第57条第2項において準用する第39条第2項後段の規定により意見を述べること。

(6) 審査請求に係る個人情報保護条例第62条第1項の規定による諮問に応じ、調査し、及び審議すること。

第2条第2項第2号中「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法第2条第1項」に改める。

第8条第1項第2号中「個人情報保護条例第36条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「第2条第4号」を「第3条」に改め、「(市会にあつては、議長)」を削り、「個人情報保護条例第20条第1項」を「個人情報保護法第78条第1項第4号」に、「個人情報保護条例第27条第1項」を「個人情報保護法第94条第1項本文」に、「個人情報保護条例第33条第1項」を「個人情報保護法第102条第1項本文」に、「個人情報が記録されている公文書（個人情報保護条例第2条第7号に規定する公文書）」を「保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項本文に規定する保有個人情報）」に改め、「をいう。）」の右に「が記録されている公

文書」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 個人情報保護条例第62条第1項の規定により諮問をした議長 個人情報保護条例第37条第5号アに規定する開示決定等、個人情報保護条例第52条第1項本文に規定する訂正決定等又は個人情報保護条例第59条第1項本文に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第18条第4号に規定する保有個人情報をいう。）が記録されている公文書

（京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第5条 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「個人情報（京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、「個人情報保護条例第2条第4号」を「京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第3条」に改め、同条第4号中「個人情報」を「個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報」に、「第2条第4号」を「第3条」に改め、同条第5号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 個人情報保護条例第18条第1号に規定する個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、市会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (6) 個人情報保護条例第18条第1号に規定する個人情報の保護に関する事項について、市会に意見を述べること。

第7条各号列記以外の部分中「実施機関の職員その他関係人」を「者」に改め、同条第1号中「実施機関」の右に「の職員その他関係人」を加え、同条第2号中「から第5号まで」を「及び第4号」に、「第2条第4号」を「第3条」に改め、「実施機関」の右に「の職員その他関係人」を加え、同条に次の2号を加える。

- (3) 第1条第5号及び第6号に掲げる行為に関する事項 市会事務局の職員その他関係人
- (4) 第1条第7号に掲げる行為に関する事項 個人情報保護条例第3条に規定する実施機関の職員、市会事務局の職員その他関係人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の京都市情報公開条例第6条第1項の規定による請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 実施機関（京都市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関（市会にあつては、議長）をいう。以下同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(総合企画局情報化推進室)